

平成28年熊本地震に係る南阿蘇村民税および国民健康保険税の災害減免申請について

平成28年熊本地震により、平成28年度村個人村民税および国民健康保険税の納税が困難になった人については、税負担を軽減する減免措置を受けることができます場合があります。

1 村民税の減免

■納税義務者が死亡または障がい者になった場合

| 減免内容 | 減免割合 |
|------------------|--------|
| 納税義務者が死亡した場合 | 10分の10 |
| 納税義務者が障がい者となった場合 | 10分の9 |

提出書類 ①減免申請書 ②(死亡した場合) 災害弔慰金の支給がわかるもの ③(障がい者となった場合) 災害障がい見舞金の支給がわかるもの

■居住する住宅に被害を受けた場合

| 被害の程度 | | 平成27年の合計所得金額 | 減免割合 |
|----------------------------------|-------------|-----------------|----------|
| 災害により 居住する住宅に 被害を受けた 場合 | 全壊 | 500万円以下 | 10分の10 |
| | | 500万円超750万円以下 | 10分の5 |
| | | 750万円超1,000万円以下 | 10分の2.5 |
| | 大規模半壊 半壊 | 500万円以下 | 10分の5 |
| | | 500万円超750万円以下 | 10分の2.5 |
| | | 750万円超1,000万円以下 | 10分の1.25 |

提出書類 ①減免申請書 ②り災証明書の写し

■平成28年熊本地震により個人事業収入の額に減少が見込まれる場合

平成28年の個人事業収入の額に減少が見込まれ、その減少見込額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した額)が、前年分における当該事業収入の額の10分の3以上である場合は減免を受けることができます。ただし、減免を受けるためには、納期限までに減免申請書を提出する必要があります。

| | |
|-------|-------------------------|
| 所得制限 | 平成27年中の合計所得金額が1,000万円以下 |
| 減免の割合 | 10分の2~10分の10 |

提出書類 ①減免申請書・収支内訳書(確定申告用可) ②農作物等り災証明書、共済金支払通知書(農業共済組合発行)、損害保険金・賠償金等の補てん金額がわかる書類

※ただし、平成29年2月16日から3月15日までの確定申告が終了した段階で、平成27年中と平成28年中の所得金額で減免の審査をしますので減免結果が遅くなります。

■納税義務者が生活保護を受けることとなった場合

| 減免内容 | 減免割合 |
|------------------------|--------|
| 納税義務者が生活保護を受けることとなった場合 | 10分の10 |

提出書類 ①減免申請書 ②保護証明書

2 国民健康保険税の減免

■世帯の主たる生計維持者が死亡、行方不明または重篤な傷病を負った場合

| 減免内容 | 減免割合 |
|-------------------------|--------|
| 世帯の主たる生計維持者が死亡した場合 | 10分の10 |
| 世帯の主たる生計維持者が行方不明となった場合 | 10分の10 |
| 世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合 | 10分の10 |

提出書類 ①減免申請書 ②(死亡した場合) 災害弔慰金の支給がわかるもの・(行方不明となった場合) 災害義援金の支給がわかるもの ③(重篤な傷病を負った場合) 災害義援金の支給がわかるもの

■居住する住宅に被害を受けた場合

| 被害の程度 | 減免割合 |
|----------|--------|
| 全壊 | 10分の10 |
| 大規模半壊、半壊 | 10分の5 |

提出書類 ①減免申請書 ②り災証明書の写し

■事業収入などの額に減少が見込まれる場合

平成28年熊本地震により、平成28年の事業収入等の額に減少が見込まれ、その減少見込額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した額)が、前年分における当該事業収入の額の10分の3以上である場合は減免を受けることができます。

ただし、減免を受けるためには、納期限までに減免申請書を提出する必要があります。

| | |
|-------|-------------------------|
| 所得制限 | 平成27年中の合計所得金額が1,000万円以下 |
| 減免の割合 | 10分の2～10分の10 |

注1 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全額を免除します。

注2 雇用されていた人で、非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者は、前年の給与所得を30/100とみなすことにより、当該保険税軽減を行うため、給与収入の減少に伴う保険税減免は行いません。

提出書類 ①減免申請書 ②収支内訳書(確定申告用可)・農作物等り災証明書、共済金支払通知書(農業共済組合発行)、損害保険金・賠償金等の補てん金額がわかる書類 ③事業などの廃止の場合、税務署に提出する個人事業の開業・廃業等届出書の写しなど

※ただし、収入減額の減免申請については、平成29年2月16日から3月15日までの確定申告が終了した段階で、平成27年中と平成28年中の所得金額の減少割合で減免審査を行いますので、減免結果が遅くなります。

■生活保護を受けることとなった場合

| | |
|-------|--------|
| 減免の割合 | 10分の10 |
|-------|--------|

提出書類 ①減免申請書 ②保護証明書

■注意事項

・申請期限は、納期限までが原則です。

(例) 村民税普通徴収：第1期納期限 8月31日(水) 提出期限 8月31日(水)

・軽自動車税の減免については、減免申請と原付または農耕車等の廃車が伴う場合もありますので、白水庁舎税務課で受け付けています。

・軽自動車税の災害減免については、広報誌災害特集号および村のホームページをご覧ください。

※国民健康保険税の第1期分の納期は8月1日で過ぎていますが、お忘れの場合はお早めに申請してください。

〈問い合わせ〉役場 税務課課税係 TEL(62)9198